

新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱

平成16年3月30日	15 新福児第 3006 号部長決定
平成17年1月28日	16 新福児子育第 1356 号改正
平成17年6月29日	17 新福子子支第 2218 号改正
平成18年3月29日	17 新福子子支第 4178 号改正
平成18年6月12日	18 新福子子支第 677 号改正
平成19年3月27日	18 新福子子支第 2387 号改正
平成24年6月18日	24 新子総児第 397 号改正
平成27年2月24日	26 新子総運第 1489 号改正

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新宿区の区域内（以下「区内」という。）において社会福祉法人等が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「民間学童クラブ」という。）の運営に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象民間学童クラブ)

第2条 補助の対象となる民間学童クラブは、次の各号のいずれかに該当するものであって、次条に定めるところにより運営できるものとする。

- (1) 区長が必要と認める地域において実施するもの
- (2) 前号のほか、区長が特に必要と認めるもの

第3条 前条に規定する民間学童クラブは、次に掲げる要件の下に運営するものとする。

- (1) 区内に居住し、又は新宿区立小学校に就学している児童で、放課後（学校休業日においては、通常日における学校の始業相当時間以後とする。以下同じ。）の時間において保護者が就労等昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）を対象とすること。この要綱は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を新宿区内において社会福祉法人等が実施する場合（以下「民間学童クラブ」という。）の運営に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、児童福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) 次に掲げる活動を計画的に行うこと。
 - ア 放課後児童等の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。
 - イ 集団生活を生かし、遊びの活動への意欲と生活態度の形成を図ること。
 - ウ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培うこと。
 - エ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
 - オ その他放課後児童等の健全育成に必要な活動を行うこと。
- (3) 次に掲げる施設を用いること。
 - ア 専用区画が確保され、その使用権限が明確であること。

イ 専用区画の面積は、年度当初に登録した放課後児童等 1 人当たり、1.65 m²以上あること。

ウ 避難経路の確保等、放課後児童等が安全に利用できる施設であること。

エ 採光、換気等放課後児童等の保健衛生上の考慮が十分なされていること。

オ 放課後児童等のランドセル等の持ち物を収納するための設備等を備えること。

カ 放課後児童等の放課後生活の場として、必要な備品等を備えること。

(4) 実施日数は、原則として年末年始の 6 日間、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）を除き、年間 281 日以上実施すること。

(5) 実施時間は、放課後から午後 6 時までとすること。ただし、地域の実情に応じて時間延長を行うことを妨げない。

(6) 放課後児童等 1 人当たりの利用日数が週 3 日以上又は月 12 日以上であること。

(7) 年度当初の放課後児童等の数（以下「登録児童数」という。）が 10 人以上であること。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(8) 指導員については、支援の単位ごとに 2 人以上とし、新宿区放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宿区条例第 30 号。以下「基準条例」という。）第 11 条第 3 項に該当する者を配置すること。

(9) 実施中に起きた事故及び傷害等に対応する賠償責任保険に加入していること。

(10) 適正な費用で運営していること。

(11) その他基準条例に定める基準に適合すること。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表により算定した額を上限とする。ただし、当該上限額が民間学童クラブの運営に要する経費の支出予定額（区長が必要と認めるものに限る。）から寄附金その他の収入予定額を控除した額より多いときは、当該経費の支出予定額から収入予定額を控除した額を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 民間学童クラブの設置者（以下「設置者」という。）は、規則第 5 条の規定により補助金の交付を申請するときは、区長が別に定める日までに、新宿区民間学童クラブ補助金交付申請書（第 1 号様式）のほか、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 新宿区民間学童クラブ補助金所要額内訳表（第 1 号の 2 様式）

(2) 新宿区民間学童クラブ実施計画書（第 1 号の 3 様式）

(3) 歳入歳出予算見積書

(4) 社会福祉法人等の定款又は規約

(5) 児童名簿（民間学童クラブを開始する年度においては、当該民間学童クラブの開始時におけるもの。）（第 1 号の 4 様式）

(6) 指導員調書（第 1 号の 5 様式）、履歴書の写し及び資格証明書

(7) 施設現況調書

(8) 賠償責任保険及び傷害保険等の申込書の写し

(9) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第 6 条 区長は、規則第 8 条の規定による通知をするときは、新宿区民間学童クラブ補助金交

付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、区長は、補助金の不交付を決定したときは、新宿区民間学童クラブ補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該設置者に通知するものとする。

3 第1項の民間学童クラブ補助金交付決定通知書を受けた設置者（以下「交付決定設置者」という。）が、民間学童クラブを廃止又は中止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（交付決定の変更申請等）

第7条 交付決定設置者は、民間学童クラブ補助金交付決定通知書を受けた後、第5条の規定により提出した民間学童クラブ補助金交付申請書及び同条各号に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、新宿区民間学童クラブ補助金交付決定変更申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 区長は、前項の規定により交付決定設置者から新宿区民間学童クラブ補助金交付決定変更申請書を受けたときは、その内容を審査し、新宿区民間学童クラブ補助金交付決定変更通知書（第5号様式）又は新宿区民間学童クラブ補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、当該交付決定設置者に通知するものとする。

（状況報告）

第8条 交付決定設置者は、当該月の民間学童クラブの利用状況について、新宿区民間学童クラブ利用状況報告書（第7号様式）により、その翌月5日までに区長に報告しなければならない。

（補助金の請求等）

第9条 交付決定設置者は、補助金の交付に関し、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年の1月から3月までの各区分による期間ごとに、新宿区民間学童クラブ補助金交付請求書（第8号様式）を区長に提出し、当該補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査の上、前項の規定により補助金の交付を請求した交付決定設置者に当該補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、新宿区民間学童クラブ実績報告書（第9号様式）によるものとする。

2 交付決定設置者は、規則第12条の規定により実績報告書を提出するときには、新宿区民間学童クラブ実績報告内訳書（第9号の2様式）を、あわせて提出するものとする。

3 規則第12条に規定する実績報告書の提出は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した日から15日以内に行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、規則第12条に規定する実績報告書の提出は、交付決定設置者が年度の途中において民間学童クラブを廃止した場合には、当該廃止の日から15日以内に行うものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、規則第12条の規定に基づき新宿区民間学童クラブ利用実績報告書を受けたときは、当該新宿区民間学童クラブ利用実績報告書を審査して補助金の額を確定し、その旨

を当該交付決定設置者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条により確定した補助金の額が、当該民間学童クラブの運営に要する経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額より多い場合、期限を定めて補助金の返還を命じなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 交付決定設置者は、補助金の交付の対象となった民間学童クラブに係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、その書類を、当該民間学童クラブに係る会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補助事業に係る命令)

第14条 区長は、交付決定設置者について、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って民間学童クラブが運営されていないと認めるときは、これらに従って運営すべきことを命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月29日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の第1号様式、第2号様式及び第7号様式の内紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

民間学童クラブ運営費補助金交付額算定基準を以下のとおりとする。

区分		算定基準	摘要
指導員報酬	基本額	次に掲げる式により算定した額の合計額とする。 (1) 常勤職員 242,600円×実施月数×常勤職員の数 (2) 非常勤職員等 182,000円×実施月数×非常勤職員等の数	学童クラブ指導員の報酬及びパート職員の賃金その他職員の雇用に係る経費、共済費事業主負担分等として
	延長保育加算	時間延長を1時間以上実施した月がある場合は、基本額に次に掲げる式により算定した額を加算する。 30,300円×実施月数	
	保育日数加算	実施日数が281日以上ある場合は、基本額に次に掲げる式により算定した額を加算する。 9,100円×(実施日数-280日)	
	障害児等加算	常勤職員及び非常勤職員等の他に職員を配置して、障害児等のために保育を行った月がある場合は、基本額に次に掲げる式により算定した額を加算する。 182,000円×加算配置職員数×実施月数	
運営費		次に掲げる式により算定した額とする。 15,000円×登録児童数	教材、文具、薬品、消耗器材、保育玩具、図書等の購入費等として
保険料		次に掲げる式により算定した額とする。 2,000円×登録児童数	賠償責任保険、傷害保険料等事業運営に係る保険料として
施設賃借料		次に掲げる式により算定した額とする。ただし、賃借料は、月額250,000円を限度とし、権利金・更新料等を除く。 施設(土地・建物)の賃借料(月額)×実施月数	施設(土地・建物)の賃借料として

備考

- 第4条の別表により算定した額とは、この表の各区分により算定した額の合計額をいう。
- この表における「常勤職員の数」及び「非常勤職員等の数」は、登録児童数に応じ、次の基準により算定した人数とする。

登録児童数	常勤職員	非常勤職員等
35人以下	1人	1人
36人以上60人以下	1人	2人
61人以上	2人	2人

- この表における「加算配置職員数」は、障害児等2人に対し1人を基準として算定する。